

帰国後、厚生年金・共済組合加入者、またはその被扶養配偶者以外の20歳以上60歳未満の方、および海外任意加入をしている方は、国民年金第1号被保険者（強制）の加入手続きが必要です。年金手帳・戸籍の附票・パスポート・在留カード等をお持ちいただき、転入の手続きの際、併せて加入の手続きをしてください。

*国民健康保険の加入対象者は、加入の手続きをしてください。

*後期高齢者医療制度の加入対象者には、後日、資格確認書を簡易書留で郵送します。令和8年7月まではマイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書を郵送します。

16 国民・厚生年金受給者が海外から転入した場合

海外から転入した場合、年金事務所への届出が必要になります。海外に転出したため年金が支給停止になっている場合、再開の手続きが必要です。受給している年金によって手続きが異なりますので、詳細はお問い合わせください。

- ◆ くわしくは 足立年金事務所 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 電話**03-3604-0111**（代表）
ねんきんダイヤル（日本国内からの問い合わせ） 電話**0570-05-1165**

17 海外の学校に在学していた児童・生徒が帰国する場合

下記のものとお持ちになり、学務課で手続きをしてください。

- ・日本人学校の場合……在学証明書および教科用図書給与証明書
- ・外国人学校の場合……パスポートのみ持参

- ◆ くわしくは 学務課就学係 電話**03-3880-5969**（直通）

18 乳幼児（就学前のお子さま）が帰国した場合

妊娠中に母子健康手帳の交付を受けていない方は、お子さまの出生後でも交付することができます。

なお、公費助成による産後サービス、乳幼児健康診査・予防接種についてはお問い合わせください。

- ◆ くわしくは 保健予防課保健予防係 電話**03-3880-5892**（直通）
保健予防課予防接種係 電話**03-3880-5094**（直通）

19 乳幼児、小・中学生、高校生のお子さまが帰国した場合

乳幼児、小・中学生、高校生等のお子さまがいる世帯の場合、児童手当・子ども医療費助成が受けられる場合があります。

- ◆ くわしくは 親子支援課児童手当係 電話**03-3880-6492**（直通）
親子支援課子ども医療費給付係 電話**03-3880-5923**（直通）

20 帰国後の投票について

帰国後の選挙については、下記にお問い合わせください。

- ◆ くわしくは 選挙管理委員会事務局 電話**03-3880-5581**（直通）

21 飼い犬を連れて入国する場合

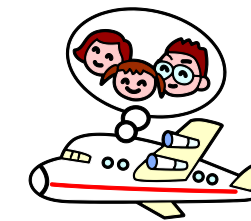
畜犬登録の手続きが必要となります。犬の輸入検疫証明書を用意の上、環境省のマイクロチップ登録サイトから情報登録を行ってください。

- ◆ くわしくは 足立保健所生活衛生課庶務係 電話**03-3880-5375**（直通）
また、犬を連れて入国する場合は動物検疫所において所定の手続きが必要となります。
- ◆ くわしくは 利用予定の空港の動物検疫所へ。

22 自動化ゲートの利用に当たっての留意事項

無人ボックス型の自動化ゲートをご利用いただいた場合は、旅券に帰国の証印が押されません。有人レーン型の自動化ゲートをご利用の上、その場で証印を押してもらうよう申し出るか、通常の審査ブースをご利用ください。自動化ゲートを利用した後に証印を受けることはできません。その場合は、入国日の確認のため、法務省に対して個人情報の開示請求を行います。なお、その手続きには相当の期間を必要とします。※自動化ゲートを利用した場合は、搭乗券の半券を持参してください。

▲ 足立区から海外へ転出される方へ



必ずお読みください！《 区で出来る手続きのご案内 》

A. 外国に住むのですが、どのような手続きが必要ですか？

1 海外転出届

海外への転出届は、各区民事務所および戸籍住民課証明係で受付しています。

必要なもの ・ご本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・在留カードなど）
・マイナンバーカード（個人番号カード）

*印鑑登録証（カードまたは手帳様式）、国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方は返却してください。

*マイナンバーカードをお持ちの方へ

令和6年5月27日より国外へ転出する予定の日本国籍の方のみ、現在所持しているマイナンバーカードを失効させず、継続して利用することが可能となりました。

なお、継続利用手続きがお済のカードをお持ちの場合は、国外から帰国後も引き続き使用することができますので、カードをご持参ください。

- ◆ くわしくは 戸籍住民課マイナンバーカード交付担当 電話**03-3880-5698**（直通）

2 特別区民税・都民税について

1月1日に足立区に住居登録があり、前年中に申告が必要な所得がある方は、所得税の確定申告または足立区に特別区民税・都民税の申告を行ってください。新年度の特別区民税・都民税を全額納付する前に転出する場合は、納税管理人の申請手続きを行ってください。（口座振替での納付を予定している方も、納税通知書の送達のため納税管理人の申請手続きが必要です。）

また、特別区民税・都民税に未納がある方は、転出前に全額納付してください。納付が困難な場合は転出前に納付の相談のご連絡をお願いします。

- ◆ くわしくは
口座振替・ネットバンキングについて …… 納税課収納管理係 電話**03-3880-5238**（直通）
納付の相談について …… 納税課滞納整理第一係 電話**03-3880-5236**（直通）
納税課滞納整理第二係 電話**03-3880-5237**（直通）
納税課滞納整理第三係 電話**03-3880-5235**（直通）
※おかけ間違いのないようご注意ください。
申告・納税管理人について 課税課課税第一係 電話**03-3880-5231**（直通）
課税課課税第二係 電話**03-3880-5418**（直通）
課税課課税第三係 電話**03-3880-5232**（直通）

3 国民健康保険料について

国民健康保険料に未納がある方は、転出前に全額納めてください。

- ◆ くわしくは
納付の相談について …… 国民健康保険課滞納整理第一係 電話**03-3880-5243**（直通）
国民健康保険課滞納整理第二係 電話**03-3880-5244**（直通）
電話**03-3880-5019**（直通）

4 海外に居住する間の国民年金について

- (1) 任意加入する場合の手続き（※外国籍の方は任意加入できません）
 - ① 日本国内に親族等が住んでいる場合は、その方に代理人（協力者）として保険料の納付をしていただくこととなります。
届出は、高齢医療・年金課国民年金係または各区民事務所へ。
 - ② 日本国内に親族等が住んでいない場合は、足立年金事務所で行ってください。

◆ くわしくは 足立年金事務所 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 電話**03-3604-0111** (代表)
(最寄駅)JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分

(2) 任意加入しない場合の手続き
任意加入しない場合および外国籍の方は、転出の手続きをするときに国民年金資格喪失の届出をしてください。
届出は、高齢医療・年金課国民年金係または各区民事務所へ。

◆ くわしくは 高齢医療・年金課国民年金係 電話**03-3880-5843** (直通)
FAX **03-3880-5981**

5 国民・厚生年金受給者が海外へ転出する場合

海外へ転出する場合、年金事務所への届出が必要になります。20歳前に初診日がある障害基礎年金を受給している場合、支給停止となります。受給している年金によって手続きが異なりますので、くわしくはお問い合わせください。

◆ くわしくは 足立年金事務所 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 電話**03-3604-0111** (代表)
ねんきんダイヤル (日本国内からのお問い合わせ) 電話**0570-05-1165**

6 児童手当・子ども医療費助成制度の手続き

児童手当・子ども医療費助成を受給されている保護者のみ、または対象のお子さまで留学要件に該当するお子さまのみ、海外へ転出する場合は、手続きが必要になります。転出の手続きの際、児童手当係と子ども医療費給付係へお問い合わせください。

◆ くわしくは 親子支援課児童手当係 電話**03-3880-6492** (直通)
親子支援課子ども医療費給付係 電話**03-3880-5923** (直通)

7 児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の手続き

児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者・対象のお子さまが海外へ転出する場合は、手続きが必要になります。転出の手続きの際、ひとり親手当・医療係へお問い合わせください。

◆ くわしくは 親子支援課ひとり親手当・医療係 電話**03-3880-5883** (直通)

8 小・中学校の方が、在学中に海外へ転出する場合

海外転出により、学校を転校する場合は「退学」となりますが、海外の日本人学校に入学する場合は「転校」扱いとなります。次の書類を在学していた学校から受け取り、現地の学校に提出してください。

必要なもの ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書
・成績証明書 ・健康診断書

◆ くわしくは 学務課就学係 電話**03-3880-5969** (直通)

また、出国する前に下記の財団に連絡のうえ、「教科用図書給与証明書」等の申請書類を添えて申請すると、海外での日本の教育の学習に必要な教科書が給与されます (条件あり)。

◆ くわしくは (公財) 海外子女教育振興財団 (港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階)
電話**03-4330-1341** (代表) ホームページ <https://www.joes.or.jp/kojin/kyokasho>

*なお、外国人学校に入学する場合は、国によって手続きが異なります。

9 在外選挙制度について

外国にいても「在外選挙制度」で日本の国政選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票ができる制度です。
海外で投票するには、在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。登録の申請方法には、出国前に選挙管理委員会に申請する出国時申請と、出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館に申請する在外公館申請があります。

◆ くわしくは 選挙管理委員会事務局 電話**03-3880-5581** (直通)

10 飼い犬について

(1) 飼い犬を連れて出国する場合

犬の登録を「マイクロチップ」で行っている方…環境省のマイクロチップ登録サイトから海外転出の手続きをしてください。

「鑑札」をお持ちの方…下記担当へご連絡ください。

◆ くわしくは 足立保健所生活衛生課動物愛護係 電話**03-3880-5375** (直通)
また、出国前に狂犬病の検査など動物検疫所の手続きが必要となります。なお、検査や手続きは転出先の国により異なります。

◆ くわしくは 利用予定の空港の動物検疫所へ。

(2) 出国前に飼い犬を譲渡する場合

犬と一緒に鑑札、狂犬病予防注射済票を新しい飼い主にお渡しください。譲渡を受けた方が、犬の所在地を管轄する市区町村で登録手続きをしてください。

また、マイクロチップで犬の情報を登録している方は、「登録証明書」と狂犬病予防注射済票を新しい飼い主にお渡しください。譲渡を受けた方が、環境省のマイクロチップ登録サイトから所有者変更手続きを行ってください。

B. 外国に住んでいる間に、出来る手続きは？

11 海外に在在中に、お子さまが就学年齢に達したら

現地の日本人学校、または外国人学校で直接入学の手続きをしてください。

12 母子健康手帳の交付について

妊婦または乳幼児が帰国して区内に居住した場合は、母子健康手帳を受領することができます。

ただし、住民登録をされませんと公費助成による妊婦の健康診査や産前産後サービス、乳幼児の健康診査・予防接種を受けることができません。帰国期間が長期になる場合は、住民登録をしてください。

母子健康手帳の交付は *足立区役所保健予防課 *中央本町地域・保健総合支援課
*各保健センター *各区民事務所 *戸籍住民課住民異動係

◆ くわしくは 保健予防課保健予防係 電話**03-3880-5892** (直通)
保健予防課予防接種係 電話**03-3880-5094** (直通)

13 戸籍の届出について

出生届・婚姻届・死亡届等は、現地の大使館・総領事館に届出をしてください。

本籍地の役所に郵送で届出をすることもできます。(郵送の場合、問い合わせをすることがありますので、電話番号・メールアドレス等の記載をお願いいたします。)

◆ くわしくは 戸籍住民課戸籍届出係 電話**03-3880-5065** (直通) FAX **03-5681-7662**

14 海外在住者が国民年金の受給手続きをするには

10年以上保険料を納付 (免除・納付猶予期間も含む) した方が65歳になられたときに、老齢基礎年金を受給できます。65歳の誕生日の前日以降に裁定請求書を提出してください。希望によって、繰上げ・繰下げの受給もできます。

その他、必要書類などは事前にお問い合わせください。

◆ くわしくは 足立年金事務所 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 電話**03-3604-0111** (代表)
ねんきんダイヤル (日本国内からのお問い合わせ) 電話**0570-05-1165**

C. 日本に帰国した時の手続きは？

15 帰国後、再び住民登録をするときは

各区民事務所および戸籍住民課住民異動係で届出ができます (足立区以外に住民登録をする方は、居住地の役所にお問い合わせください)。下記のものをご用意ください。

日本国籍の方→→ ・パスポート + 戸籍全部 (または個人) 事項証明書+戸籍の附票 (本籍地が足立区の場合は不要) + マイナンバー (個人番号カード) ※お持ちの方のみ

外国籍の方→→ ・パスポート + 在留カード等 + ご家族で転入する場合は続柄を証する書類 + マイナンバー (個人番号カード) ※お持ちの方のみ